

# 第三次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」実施状況報告 (令和元年度)

## 第三次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）

計画期間：2013（平成 25）年度～2022 年（平成 34）年度の 10 年

西原町では、男女共同参画の推進に関し、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として 2012（平成 24 年）3 月に「西原町男女共同参画推進条例」を制定しています。

本条例では、西原町が目指す姿として 7 つの基本理念を掲げており、それらの実現のため、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体のそれぞれの分野が協働して男女共同参画計画のまちづくりを進めることとしています。

今回、本条例第 16 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告します。

第三次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）計画体系表

|   | 基本理念                      | 施策の柱                            | 施策項目   | 事業NO                 |
|---|---------------------------|---------------------------------|--|----------------------|
| 1 | すべての人の人権の尊重               | (1) 人権の尊重                       | ① 人権擁護に関する教育及び意識啓発<br>② 人権擁護に関する相談体制の拡充  | 1<br>2~4             |
|   |                           | (2) 配偶者からの暴力（DV）の根絶             | ① ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定<br>② 被害者のケアの充実                                      | 5~9<br>10            |
| 2 | 互いの性に理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進         | ① 性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と発育<br>② 妊娠・出産に関する支援                                     | 11<br>12             |
|   |                           | (2) 生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進        | ① ライフステージに応じた心身の健康支援<br>② 相談機能の充実  | 13~16<br>17・18       |
| 3 | あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現  | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進       | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発<br>② 教える立場を担う人への研修<br>③ 人権を尊重するメディア・リテラシーの向上 | 19~23<br>24<br>25    |
|   |                           | (2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進          | ① 男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発<br>② 男女共同参画に関する学校教育の充実  | 26・27<br>28          |
|   |                           | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力        | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進<br>② 男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用                                 | 29~34<br>35          |
| 4 | 社会における制度または慣行についての配慮      | (1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進     | ① 家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進<br>② 地域活動における男女共同参画の促進                                     | 36<br>37             |
|   |                           | (2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備         | ① 男女共同参画推進に係る町民活動の支援<br>② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮                                    | 38~40<br>41~45       |
| 5 | 政策や方針等の立案及び決定への共同参画       | (1) 政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進      | ① 政策提言等における男女共同参画の促進<br>② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 46~49<br>50~57       |
|   |                           | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ① 男女共同参画推進条例の周知<br>② 町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク<br>③ 担当部署及び活動拠点機能の強化                | 58<br>59・60<br>61~71 |
| 6 | 家庭生活における活動と他の活動の両立        | (1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 | ① 事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守<br>② 就業・起業の支援  | 72・73<br>74・75       |
|   |                           | (2) 育児及び介護を支える環境づくり             | ① 多様な保育サービスの充実<br>② 在宅介護支援サービスの充実  | 76~86<br>87~92       |
|   |                           | (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進   | ① 仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備<br>② 仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備                                   | 93~95<br>96・97       |
| 7 | 国際社会における取り組みとの協調          | (1) 国際的視野をもった男女共同参画の支援          | ① 男女共同参画推進のための国際理解・協力  | 98                   |
|   |                           | (2) 平和に向けた文化・国際交流の推進            | ① 平和・文化・国際交流の促進  | 99                   |

第3次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」における事業実施状況(令和元年度)

| 基本理念          | 施策の柱                | 具体的施策                           | 事業No | 事業名                 | 事業説明  | 主な実施事業内容(取組と成果等)  | 所管    |
|---------------|---------------------|---------------------------------|------|---------------------|---|---|-------|
| 1.すべての人の人権の尊重 | (1)人権の尊重            | ①人権擁護に関する教育及び意識啓発               | 1    | 人権に係る各種啓発活動の実施      | 人権啓発等をテーマにした各種啓発活動を実施する。  | 無料人権なんでも相談会(6月・12月)、人権擁護パネル展・人権擁護委員アンケート周知を年2回            | 総務課   |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (1)人権の尊重            | ②人権擁護に関する相談体制の拡充                | 2    | 女性相談員による女性相談の実施     | 女性相談員による女性相談を実施する。  | 未実施   | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (1)人権の尊重            | ②人権擁護に関する相談体制の拡充                | 3    | 相談員に対するジェンダー問題研修の実施 | 相談にあたって、※ジェンダー問題の視点で対応できるように、相談員の研修の中にジェンダー問題に関する内容を盛り込む。                                       | 未実施   | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (1)人権の尊重            | ②人権擁護に関する相談体制の拡充                | 4    | 相談窓口の設置と相談員の確保・育成   | 窓口相談、何でも相談・人権相談・総合相談、高齢者虐待相談、成年後見制度相談、児童虐待相談、※DV(ドメスティック・バイオレンス)相談などの性別・年齢を超えた総合的な相談窓口の設置を検討する。 | 行政相談や人権相談を行っており、他相談については随時対応となっているが、総合的な相談窓口の設置まではできていない。 | 全課    |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 | 5    | DV防止啓発運動の実施         | DVを予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施する。   | 窓口やトイレなどにDV被害者向けのチラシを設置し、被害防止の啓発、相談窓口の周知などを行っている。         | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 | 6    | DV防止啓発講演会の開催        | DVや子どもに対する暴力防止に関する講座、講演会等を開催する。   | 未実施   | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 | 7    | 若者を対象としたDV防止対策      | 10代の若者対象にDV防止の啓発を進める。   | 未実施   | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 | 8    | DV防止基本計画の策定及び実施     | 計画を策定し、実施する。  | 広報にしはら(2020年3月号)に男女共同参画だより「さわふじ」としてDV関連記事を掲載              | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 | 9    | 医療機関へのDV相談窓口の周知     | DV相談窓口の情報を医療機関へ周知する。  | 広報にしはら(2020年3月号)に男女共同参画だより「さわふじ」としてDV関連記事を掲載              | 企画財政課 |
| 1.すべての人の人権の尊重 | (2)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 | ②被害者のケアの充実                      | 10   | カウンセリングの実施          | 女性相談窓口において、※セクシャル・ハラスメント、DV等の被害者へのカウンセリングを実施する。   | 未実施   | 企画財政課 |

|                             |                         |                                 |    |                        |   |  |       |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------------------|----|------------------------|---|--|-------|
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進  | ① 性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と発育 | 11 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 | ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツを啓発する。<br>※女性が性環境において精神的、身体的な抑圧を受けずに自由に選択できる環境 | 広報にしはら(2020年3月号)に男女共同参画だより「さわふじ」を2ページ掲載  | 企画財政課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進  | ② 妊娠・出産に関する支援                   | 12 | 妊産婦健康支援事業の実施           | 母子健康手帳交付時の相談、妊婦健康診査・相談、妊産婦家庭訪問、産後ケア事業を実施する。                     | ・親子健康手帳交付件数 286件 (11週までの届出258件(90.2%))<br>・妊婦健診14回分を公費助成している。受診延人数 3,842件<br>・親子健康手帳発行時にアンケートを実施し、妊婦のリスク(生活習慣病、若年・高齢妊娠)の把握に努めている。<br>・若年妊婦や医療機関からの紹介ケース等は、早期支援および継続支援のため、地区担当保健師につないでいる。 | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ① ライフステージに応じた心身の健康支援            | 13 | 薬物乱用防止等の啓発活動実施         | 薬物等の乱用防止のため、啓発活動を実施する。  | 窓口にて情報提供。関係団体等からのチラシ・ポスター等掲示   | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ① ライフステージに応じた心身の健康支援            | 14 | 各種健(検)診の実施             | 特定健診・がん(肺、胃、大腸、乳、子宮)検診を実施する。                                    | ・特定健診 受診者数2,052人、受診率39.2%<br>・特定保健指導率 68.4%<br>・各がん検診受診率<br>胃がん15.0%、肺がん8.4%、大腸がん7.9%、子宮頸がん12.3%、乳がん12.0%  | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ① ライフステージに応じた心身の健康支援            | 15 | 健康づくりについての各種教室の開催      | 禁煙・生活習慣病・介護予防等に関する講演会などを実施する。                                   | ・肥満による生活習慣病予防の健康教室を実施。実施回数:22回、参加実人数12名<br>・中学生の保護者向けに、栄養と子供の心についての講演会を実施。参加者 15人  | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ① ライフステージに応じた心身の健康支援            | 16 | 地域における健康教育             | 自治会等への講師の派遣及び保健福祉センターでの健康講座を開催する。                               | 各自治会でのいいあんべー出前講座で、保健師、栄養士による高血圧予防講座を実施。実施回数:26回、参加延人数:395人。  | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ② 相談機能の充実                       | 17 | 酒害に関する相談等の実施           | 酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援する。                                      | 随時対応。<br>関係団体等のチラシ・ポスターを掲示   | 健康支援課 |
| 2.互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 | (2)生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進 | ② 相談機能の充実                       | 18 | 精神疾患を抱える方を対象とした相談事業の実施 | 精神疾患を抱える方やその家族を対象とした相談事業を実施する。                                  | 随時対応。  | 健康支援課 |

|                            |                           |   |    |                      |   |   |                |
|----------------------------|---------------------------|---|----|----------------------|---|---|----------------|
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 | 19 | 情報誌の作成やHP等の活用による情報提供 | ジェンダー問題に関する情報誌の定期的発行や、ホームページによる広報を活用する。   | 広報にしはら(2020年3月号)に男女共同参画だより「さわふじ」を2ページ掲載   | 企画財政課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 | 20 | 出前講座等の開催             | 地域に出向いて、※男女共同参画社会基本法等、男女共同参画に係る講演会や講座等を開催する。                                    | 未実施   | 企画財政課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 | 21 | 保護者に対する啓発            | 男女共同参画と自立を目指す家庭教育の必要性などを示す資料を作成配布する。  | 未実施   | 企画財政課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 | 22 | 各学校における教育相談          | 親や児童・生徒の悩み、不安、ストレスなどを和らげるために教員、スクールカウンセラー及び教育相談員による相談活動の充実を図る。                  | ○町教育相談室に教育相談員を3名配置し、保護者等の来所・電話による相談・支援を行うとともに、定期的に学校を訪問し、児童生徒への支援を行っている。また、県派遣のスクールカウンセラーによる児童および保護者へのカウンセリングも行っている。<br><教育相談室実績> | 教育総務課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ① 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 | 23 | 特別支援教育に関する相談の実施      | 特別支援教育を必要とする児童・生徒、保護者等への相談を実施する。  | ○県主催「障がい児巡回就学・教育相談」の実施(年1回)<br>○各学校に特別支援教育コーディネータを校務分掌で位置づけ、教育支援に係る相談体制を整え支援を行っている。   | 教育総務課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ② 教える立場を担う人への研修                         | 24 | 教職員研修の充実             | 教職員研修の中に、ジェンダー問題や男女平等に関する内容を盛り込む。(事業No.35を活用)人権ガイドブックを活用した人権意識の推進と関係課と連携して取り組む。 | 町校長会や教頭会において、人権ガイドブック等を活用し人権教育の充実について説明し、校内における理解啓発指導を依頼した。   | 企画財政課<br>教育総務課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進 | ③ 人権を尊重するメディア・リテラシーの向上                  | 25 | 人権に配慮したメディアの活用       | 町が発信する各種メディアに男女共同参画的視点の配慮を促進するため、※メディア・リテラシーを向上させる。                             | 広報誌にて実施(企画財政課)<br>男女共同参画だより「さわふじ」1ページ<br>広報にしはらR2.3月号   | 全課             |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進    | ① 男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発                  | 26 | 写真等の公募及び写真展の開催       | 男女共同参画に関するテーマで写真等を募集し発表の場を設ける。  | 未実施   | 企画財政課          |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進    | ① 男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発                  | 27 | 男性のための家事実践講座の開催      | 男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催する。  | 未実施   | 企画財政課<br>生涯学習課 |

|                            |                          |                              |    |                             |  |  |       |
|----------------------------|--------------------------|------------------------------|----|-----------------------------|--|--|-------|
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進   | ② 男女共同参画に関する学校教育の充実          | 28 | キャリア教育の推進、充実                | 職業観や勤労観を育むキャリア教育を推進するために、様々な専門家や達人を講師として招く事業などを推進する。また、これまでの※男女混合名簿の実績を活かして、女子向き、男子向きと固定的にとらえるのではなく、これまで女性の進出の少なかった分野も視野に入れた積極的な進路指導を行う。<br>中学校及び小学校チャレンジウィークとして職場体験学習を実施する。 | キャリア教育の一環として、小学校のチャレンジデーと中学校のチャレンジウィークを実施した。<br>また、外部の人材を招いての職業観や勤労観を育む取り組みを実施した。<br>・小学校職場見学実施 4校(100%)<br>・中学校職場体験学習実施 2校(100%)<br>・職業講演会等の実施 6校(100%) | 教育総務課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 29 | 男女共同参画にかかる諸問題についての調査研究      | 国、県、研究教育機関、団体、町民等と連携し、調査研究、情報収集に努める。   | 国の施策等、各種情報収集に努めた。  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 30 | 町民意識調査の実施                   | 町政及び男女共同参画社会に関する町民意識調査を実施する。   | 未実施  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 31 | 男女共同参画及びジェンダー問題に関する情報の収集と提供 | 国、県、関係団体等が発行する統計資料や図書等各种情報を収集し提供する。  | 情報収集に努め、男女共同参画パネル展や男女共同参画だより「さわふじ」を通じて情報提供した。  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 32 | 男女混合名簿に係る調査研究               | これまで実施してきた男女混合名簿に係る効果及び課題について調査研究する。   | 未実施  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 33 | 男女共同参画都市宣言の調査・研究            | 男女共同参画都市宣言に関して調査・研究する。   | 未実施  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進         | 34 | 女性史の調査・研究・発刊                | 西原町の女性史の発刊に向けて、調査・研究する。  | 未実施  | 企画財政課 |
| 3.あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 | (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力 | ② 男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用 | 35 | 人材登録活用事業(仮称)                | さわふじプラン地域推進委員等の男女共同参画に関する研修・イベント・※ワークショップ等に大学教育、専門家等の環境整備と人材活用コーディネートする。   | 未実施  | 企画財政課 |

|                        |                            |                           |    |                                 |  |   |                |
|------------------------|----------------------------|---------------------------|----|---------------------------------|--|---|----------------|
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (1)家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進 | ① 家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進 | 36 | 子育てに関する情報の提供                    | 子育てガイドなど、子育てに関するさまざまな情報を提供する。また、男性の育児・介護休暇の取得を促進する。              | ・子育てに関する情報をポータルサイトやガイドブックで発信する。<br>・子育てポータルサイト(ゆいわらび)のアクセス件数(訪問者数)R1 61,075件。<br>・こども子育てガイド発行部数400部。こども課窓口にて配布。 | こども課           |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (1)家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進 | ② 地域活動における男女共同参画の促進       | 37 | 環境ボランティア等住民活動への男女共同参画の促進        | 県ちゅうら島環境美化促進事業を、県と共催して取り組む。                                      | R1年6月8日に実施。536名が参加した。   | 生活環境安全課        |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ① 男女共同参画推進に係る町民活動の支援      | 38 | NPO活動、地域活動、ボランティア活動等町民活動支援      | ※NPO活動、地域活動、ボランティア活動等町民活動団体に対し情報を提供するなどその活動を支援するとともに男女共同参画を促進する。 | 未実施   | 企画財政課<br>生涯学習課 |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ① 男女共同参画推進に係る町民活動の支援      | 39 | 町民活動センターの創設及び運営                 | 男女共同参画活動拠点を整備し、機能を強化する。  | ・必要に応じて庁内掲示板にて実施<br>・毎年当計画の実績調査を行うことで男女共同参画の推進状況を確認   | 企画財政課          |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ① 男女共同参画推進に係る町民活動の支援      | 40 | 町民や団体等との協働による講座等の開催、交流の促進       | 町民との協働により、講座・講演会等を開催し、協働事業を通じて町民及び団体間の交流を促進する。                   | 女性団体連絡協議会との共催で男女共同参画講演会を実施(令和元年度の講演会は感染症拡大防止の観点から中止した)  | 企画財政課          |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮 | 41 | 講座、講演会等における一時保育の実施              | 講座、講演会等に乳幼児連れで参加できるように一時保育を行う。                                   | 未実施   | 全課             |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮 | 42 | ジェンダー・多様性配慮の視点を持った避難所運営マニュアルの策定 | ジェンダー・多様性配慮視点を持った避難所運営マニュアルを策定(改定)する。                            | 未実施   | 生活環境安全課        |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮 | 43 | 避難所設営における研修                     | 町職員へジェンダー・多様性配慮の視点を持った避難所設営の研修を行う。                               | 未実施   | 生活環境安全課        |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮 | 44 | 自主防災組織に対する男女共同参画の啓発             | 自主防災組織の行う研修会について、講師の派遣を行う。                                       | 自主防災組織による訓練において防災に関する研修を行った。  | 生活環境安全課        |
| 4.社会における制度または慣行についての配慮 | (2)すべての人が安心して暮らせる環境の整備     | ② 安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮 | 45 | 防災(災害復興)対策の推進                   | ジェンダー・多様性配慮の視点によるマニュアルの作成、学習会を実施する。                              | 未実施   | 生活環境安全課        |

|                       |                           |                      |    |                        |  |   |                |
|-----------------------|---------------------------|----------------------|----|------------------------|--|---|----------------|
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ① 政策提言等における男女共同参画の促進 | 46 | 民間企業・民間諸団体等への協力要請      | 経営方針や企画立案の場へ女性の参画を図るよう啓発を行う。                                     | 未実施                                       | 企画財政課<br>産業観光課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ① 政策提言等における男女共同参画の促進 | 47 | 女性の町政への参画を促すための情報の提供   | 町政への参加を進めるための学習機会の提供や啓発誌等を通して、町政への積極的な参加を促す。                     | 男女共同参画パネル展や男女共同参画だより「さわふじ」を通じて啓発に努めた。     | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ① 政策提言等における男女共同参画の促進 | 48 | 自営業で働く女性の方針決定の場への登用促進  | 女性の登用をすすめるための啓発事業等を実施する。   | 男女共同参画パネル展の実施(6月)                         | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ① 政策提言等における男女共同参画の促進 | 49 | 委員等公募制の推進              | 各種委員会等への町民公募制度を実施する。   | まちづくり基本条例に基づき各種委員については町民公募を実施している。(企画財政課) | 全課             |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 50 | 各種審議会等への女性の参画促進        | ※積極的改善措置を講じ、各種審議会等へ女性の参画を促進する。併せて女性委員のいない審議会等の解消に努める。            | 各種審議会等へはできる限り女性参画ができるよう配慮し実施している。(企画財政課)  | 全課             |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 51 | 審議会等への女性の参画促進のための指標の実行 | 「西原町男女共同参画推進条例」により、各種審議会等への女性の参画が進むよう各課へ働きかける。                   | 企画財政課:条例に基づき実施済                           | 企画財政課<br>総務課   |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 52 | 審議会等への女性の登用状況調査        | 町の審議会・委員会等への女性の登用状況を調査する。  | 毎年実施                                      | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 53 | 国内交流活動への女性参画促進         | ブロックまたは全国規模の会議・研修会等へ地域で活動している女性を派遣し、参画することにより交流の場を広げ、情報を収集・発信する。 | 未実施(企画財政課)                                | 全課             |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 54 | 女性人材リスト作成の検討           | さまざまな分野で活躍する女性の人材を発掘し、リストを定期的に更新し、活用を促す。                         | 未実施                                       | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ② 女性の積極的登用と人材開発・育成   | 55 | 地域団体役員への女性の登用促進        | 啓発情報誌等を配付し、女性の登用促進をはかる。  | 未実施                                       | 企画財政課          |



|                       |                           |                              |    |                          |   |                                   |       |
|-----------------------|---------------------------|------------------------------|----|--------------------------|---|-----------------------------------|-------|
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ②女性の積極的登用と人材開発・育成            | 56 | 女性経営者の育成                 | 女性が自営業の経営に参画していくため学習の場を提供する。                                      | 沖縄県女性就業・労働相談センターのセミナーパンフレットを設置した。 | 産業観光課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (1)政策・方針決定過程へのさらなる女性の参加促進 | ②女性の積極的登用と人材開発・育成            | 57 | リーダー研修会等の充実              | 毎年、NWECC会議、日本女性会議等への派遣旅費を補助する。                                    | 未実施                               | 企画財政課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ①男女共同参画推進条例の周知               | 58 | 条例等についての普及啓発             | ※男女共同参画週間等を活用し、男女共同参画をめぐる条例及び現行法制度の普及啓発に努める。                      | 男女共同参画パネル展の実施(6月)                 | 企画財政課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク | 59 | 男女共同参画関係団体への支援           | 男女共同参画関係団体の活動の円滑化や活発化を支援する。                                       | 女性団体連絡協議会への補助金支出                  | 企画財政課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク | 60 | 男女共同参画を推進する団体の育成、支援、情報提供 | 地域において男女共同参画を推進する団体や人材を育成する効果的な手法(ワークショップ等)を検討しつつ、その活動支援や情報提供を行う。 | 女性団体連絡協議会への補助金支出                  | 企画財政課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ③担当部署及び活動拠点機能の強化             | 61 | 町職員を対象とする意識・実態調査の実施      | 町職員を対象に男女共同参画推進に関する意識・実態調査を行う。                                    | 未実施                               | 企画財政課 |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ③担当部署及び活動拠点機能の強化             | 62 | 女性職員の管理・監督者への登用促進        | 女性職員の管理・監督者への登用を促進する。   | なし                                | 総務課   |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ③担当部署及び活動拠点機能の強化             | 63 | 女性職員の積極的な研修への参加          | 女性職員がその能力を十分に活かし、さまざまな職務に意欲的に取り組むために知識の習得を図り、管理的立場への進出意欲を育てる。     | 沖縄県市町村職員研修センター実施の研修へ派遣を行った。       | 総務課   |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ③担当部署及び活動拠点機能の強化             | 64 | 個人の適性・能力に応じた配置           | 性別にとらわれない個人の適正と能力に応じた職場配置を行う。                                     | 自己申告書により、個人の適正と能力を把握し人事配置を行った。    | 総務課   |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2)推進体制と拠点機能の強化           | ③担当部署及び活動拠点機能の強化             | 65 | プロジェクト等への女性の参画           | 庁内のプロジェクト等への女性職員の参画を図る。   | 未実施(企画財政課)                        | 全課    |

|                       |                                 |                         |    |                                   |  |  |                |
|-----------------------|---------------------------------|-------------------------|----|-----------------------------------|--|--|----------------|
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 66 | 町職員への研修                           | 男女共同参画推進についての啓発をする。  | 必要に応じて庁内掲示板にて実施                                    | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 67 | セクハラ防止研修の実施                       | 職場のセクハラをテーマに町職員研修等を実施する。   | ハラスメント防止に向けた取扱指針等の周知を行った。(平成30年4月実施)               | 総務課            |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 68 | 推進本部等の機能強化                        | 西原町男女共同参画推進本部(三役・四部長)同作業部会(課長職以下)を年1~2回の開催する。                                  | 未実施  | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 69 | 男女共同参画推進拠点の整備                     | 活動拠点施設を整備する。   | 未実施  | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 70 | 国や県及びおきなわ女性財団、教育委員会等との連携強化        | 県やおきなわ女性財団主催の研修会・講演会への参加を促進する。   | 必要に応じて庁内掲示板にて実施                                    | 企画財政課          |
| 5.政策や方針等の立案及び決定への共同参画 | (2) 推進体制と拠点機能の強化                | ③ 担当部署及び活動拠点機能の強化       | 71 | 県内外市町村の男女共同参画行政推進担当との連携強化         | 沖縄県市町村男女参画行政担当者会議へ参加して、担当部署の強化を図る。   | 未実施  | 企画財政課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立  | (1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 | ① 事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守 | 72 | 事業者に対する情報提供の実施                    | 事業者に対し、男女共同参画や※男女雇用機会均等法などについて啓発する。  | 未実施  | 企画財政課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立  | (1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 | ① 事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守 | 73 | 家族経営協定の締結促進                       | 農家の家族間で労働条件・報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる農業経営を目指し農業後継者の育成に努める。 | R01新規協定締結数:0件<br>(H30現在締結数:3家族)<br>経営講座等で締結促進している。 | 産業観光課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立  | (1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 | ② 就業・起業の支援              | 74 | 女性の就労を支援する各種学習機会の提供               | 在宅勤務及び※SOHO等についての情報提供や必要な知識技術が習得できる講座などを開催し、多様な働き方を支援する。                       | 総務省・沖縄総合通信事業所が開催するテレワークセミナーの情報提供を行った。              | 企画財政課<br>産業観光課 |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立  | (1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 | ② 就業・起業の支援              | 75 | 農林水産物活用による地域活性化への女性の参画促進と技術・能力の向上 | 農林産物加工販売施設の整備とグループ化による効率的な利活用を促し、加工技術や経営能力の向上を図る。                              | 未実施  | 産業観光課          |

|                      |                     |                |    |                   |   |   |               |
|----------------------|---------------------|----------------|----|-------------------|---|---|---------------|
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり |                | 76 | 保育士に対する研修の充実      | 保育士研修等に男女共同参画の推進について啓発する。                               | 未実施   | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 77 | 地域でのネットワークづくり推進   | 地域子育て支援センターを中心に、乳幼児をもつ家庭の子育てを支援する。                      | 【令和元年度実績】<br>事業名：地域子育て支援拠点事業<br>事業実施：法人保育園1箇所<br>めぐみの広場：220回 延2,182人<br>まんぼうはうす：(1年休止)  | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 78 | ファミリークラブ育成事業の充実   | 児童館を拠点として地域の学習・実践活動を進め地域の児童の健全育成を図る。                    | 親子体操、親子リトミック、親子社会見学、マミーキッズクラブ等を実施。  | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 79 | 多様な保育サービスの推進      | 多様な保育サービスの提供により、子育てを支援する。                               | 【令和元年度実績】<br>事業名：一時預かり事業(幼稚園型)<br>事業実施：認定こども園(町内外)3箇所<br>令和元年度実績額364千円 述べ利用者数588人   | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 80 | ファミリー・サポート・センター   | 育児を援助したい人、育児の援地域において育児に関する相互扶助を行う※ファミリー・サポート・センターを支援する。 | ・西原町・与那原町・中城村の3町村共同で事務局を設置し、そこに配置されるアドバイザーが利用者とサポーターに連絡をとり、当該預かり先をコーディネートしていく保育サービス事業。<br>・R1会員数<br>おねがい会員 341人<br>サポート会員 64人<br>両方会員 14人 | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 81 | 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業 | 研究実践報告書や学力向上推進協議会広報誌及び町のホームページ等により地域への情報公開を行います。        | 未実施   | 教育総務課         |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 82 | 幼保一元化事業           | ※幼保一元化について調査検討を行う。                                      | 未実施   | こども課<br>教育総務課 |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実 | 83 | 要保護児童対策地域協議会の運営   | 必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整する。      | ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、適切な保護・支援を行う。<br>・R1実績<br>代表者会議 1回<br>実務者会議 2回<br>個別支援会議 26回<br>相談受付件数 236件<br>継続ケース 47件                   | こども課          |

|                      |                     |                 |    |                     |  |   |               |
|----------------------|---------------------|-----------------|----|---------------------|--|---|---------------|
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実  | 84 | 児童館の運営及び拡充          | 遊びをととして児童の健全育成をはかるとともに児童に関する地域活動の育成を行う。      | ・親子体操、親子リトミック、文化講座、工作・調理、親子社会見学、中部地区児童館交流会、巨大迷路、マミーキッズクラブ等を実施。<br>・R1実績(延べ利用者数)<br>西原児童館 11,610人<br>西原東児童館 13,235人<br>坂田児童館 17,703人<br>西原南児童館 17,551人 | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実  | 85 | 放課後児童クラブの運営         | 共働き家庭など留守家庭の児童について、放課後に適切な遊びや生活の場を与える。       | ・放課後児童クラブへの運営補助金交付<br>10クラブ 416人 補助金104,787千円<br>・放課後児童支援員等資質向上研修の実施  | こども課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ① 多様な保育サービスの充実  | 86 | 出産育児一時金の支給          | 国保被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給する。                 | ・国保被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給する。<br>【令和元年度実績】<br>支給件数: 49件<br>支給総額: 20,322,578円  | 福祉保険課<br>(国保) |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 87 | 介護等に関する情報提供         | 講習会やパンフレット等による情報提供を行う。                       | 広報や窓口にて随時対応している。  | 健康支援課         |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 88 | ※レスパイト事業の実施         | 障がいのある方の親や家族などに一時的な休息を与える。                   | 随時対応。<br>障がい福祉サービス事業所等とも連携。   | 健康支援課         |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 89 | 地域福祉計画の推進           | 高齢者や障がい者をはじめ、地域の人々が「共に生きる」地域福祉のまちのシステムをつくる。  | 未実施   | 福祉保険課         |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 90 | 高齢者虐待への対応           | 高齢者虐待の早期発見、早期対応、高齢者への援助、養護者への援助等を行う。         | 随時対応している。   | 健康支援課         |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 91 | 発達障がい者への相談、支援の実施    | 発達障がい者及びその家族に対する相談、支援を行う。                    | 随時対応。<br>関係団体等のチラシ・ポスターを掲示  | 健康支援課<br>こども課 |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (2) 育児及び介護を支える環境づくり | ② 在宅介護支援サービスの充実 | 92 | 地域包括支援ネットワークを活用した支援 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・医療等の総合的な支援を行う。 | 協議体及び地域ケア会議にて実施中。   | 健康支援課         |

|                      |                              |                        |    |                         |   |  |                |
|----------------------|------------------------------|------------------------|----|-------------------------|---|--|----------------|
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備 | 93 | 労働時間の短縮や週休2日制の促進        | 労働時間短縮、週休2日制の導入についての啓発を事業主や企業等に働きかける。                 | 広報誌やHP等での呼びかけを行った  | 産業観光課          |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備 | 94 | 定時退庁・定時退社キャンペーンの実施      | 仕事を終えて定時に家へ帰るキャンペーンを実施する。                             | 毎週水曜日に庁内放送にて呼びかけを行っている。  | 総務課            |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備 | 95 | 優良事業所の顕彰・支援             | 多様な働き方を支援する※ファミリー・フレンドリー企業等の普及啓発を図り、更に顕彰・支援する。        | 未実施  | 企画財政課<br>産業観光課 |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備 | 96 | ワーク・ライフ・バランスに関する啓発      | ※ワーク・ライフ・バランスに係る講演等を実施する。                             | ※企画財政課<br>未実施  | 企画財政課<br>産業観光課 |
| 6.家庭生活における活動と他の活動の両立 | (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備 | 97 | 家庭生活と職業生活の両立のための情報提供    | パンフレットや講座等によって、家庭における責任をすべての人が担うことについて啓発を行う。          | ※企画財政課<br>6月のパネル展で実施   | 企画財政課<br>産業観光課 |
| 7.国際社会における取り組みとの協調   | (1)国際的視野をもった男女共同参画の支援        | ①男女共同参画推進のための国際理解・協力   | 98 | 国際的視野に立った学習機会の充実        | ジェンダー問題を国際的な視点から見つめ直すため、国連や各国の動き等国際的な動きについての学習機会を設ける。 | 未実施  | 生涯学習課<br>企画財政課 |
| 7.国際社会における取り組みとの協調   | (2)平和に向けた文化・国際交流の推進          | ①平和・文化・国際交流の促進         | 99 | 「非核反戦平和都市宣言」の普及と関連事業の推進 | 平和事業を推進する。  | ・第29回西原町平和事業「平和の約束」の開催(R1.6.23)<br>・被爆ピアノ演奏会及び被爆ピアノコンサートin西原(R2.1.15)<br>・平和学習における平和の語りべの派遣<br>幼稚園 2園、小学校 2校 | 企画財政課          |